

令和5年度入札・契約制度の改正について

1 災害応急対策又は災害復旧工事中の不可抗力による損害の負担について

災害応急対策又は災害復旧に関する工事中に不可抗力により損害が生じた場合は、受注者の負担（請負代金額の1%）を求めずに、本市が対象となる損害合計額を負担するものとします。（下表参照）

2 参加停止措置の見直し

税務当局から役員等が業務に関し脱税行為により告発された事業者については、役員等の逮捕又は起訴がされていない段階においても、6か月の参加停止を行うこととします。

3 実施時期

上記1は、令和5年4月1日以降に契約（ただし、仮契約を締結する案件は仮契約）を締結する案件から実施します。

上記2は、令和5年4月1日から適用します。

参考 工事中の不可抗力による損害に係る本市の負担

現行		改正後	
対象工事	本市の負担	対象工事	本市の負担
全ての工事	$\frac{\text{損害合計額} - \text{請負代金額}}{100}$ (受注者負担)	災害応急対策又は災害復旧に関する工事	損害合計額
		上記以外の工事	同左